

平成30年度 千葉国道事務所 路上工事抑制カレンダー

国土交通省では、電気・ガス・上下水道などのライフラインをはじめとする路上工事の縮減について取り組んでおり、平成14年度から平成27年度にかけて路上工事時間は全国で約6割減少しています。

千葉国道事務所では、年間工事計画の決定及び調整のため、道路管理者及び占用企業者等による道路工事調整会議を年4回開催し、工事時期及び施工方法等の調整を行い、路上工事に伴う規制時間の削減と事故防止に努めています。

千葉国道事務所の管理する国道では、交通量が増加する年末（12月）や年度末（3月）、ゴールデンウィークや夏休み期間に加え、地域のイベント等が開催され交通量が増大する時期について、道路の損傷・水漏れ・ガス漏れ等の緊急工事等を除き路上工事を抑制しています。

4月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

6月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

8月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

9月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

※ 7月13～15日 佐原の大祭夏祭り(国道51号 香取市内) ※ 7月28～29日 柏まつり(国道6号 柏市内)
 ※ 8月1日 船橋港親水公園花火大会(国道357号 船橋市内)

10月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

11月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

12月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

※ 10月12～14日 佐原の大祭秋祭り(国道51号 香取市内)
 ※ 10月21日 ちばアクアラインマラソン2018(国道16号、409号 木更津市、袖ヶ浦市内)

1月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

3月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

対象区間：千葉国道事務所が管理する直轄国道の全路線

抑制対象工事：車線規制を伴う車道・歩道上の工事

路上工事を抑制する期間

各出張所管内でイベント等により一部抑制する日

■ 年末年始、年度末(終日)

■ 千葉出張所管内

■ 柏維持修繕出張所管内

■ ゴールデンウィーク、夏季観光シーズン

■ 酒々井出張所管内

■ 船橋出張所管内

■ 上記以外の土曜・休日

■ 木更津出張所管内

※なお、以下の①～④のような安全確保の観点から緊急に実施が必要な工事等やむを得ないものは除きます。

- ① 道路保全のための修繕・補修工事
- ② 交通安全に関する工事等緊急を要するもの(損傷復旧工事など)
- ③ ライフライン(水道・ガス・下水など)の漏洩、破裂、破損事故等に伴う緊急工事
- ④ 夜間工事(但し、年末年始及び年度末は終日抑制です)

詳細については、管轄する出張所にお問合せください。

→ http://www.ktr.mlit.go.jp/chiba/gaiyo/gaiyo_panf/panf17.htm